

3-4 景観条例等で検討すべき事項

景観整備計画の中で屋外照明に関する規定としては、以下のようなものが考えられる。

景観条例・景観計画等での屋外照明に関する記述例

漏れ光の低減、上方光束比の低減

- ・夜間においては、照明の光が景観を形成する主要な要素となる。景観を形成する光の強さ、方向を注意深く計画し、漏れ光などがないように配慮する。
- ・上空へ漏洩する光を極力制限するように配慮する。

グレア

- ・極端に鮮やかな色、蛍光色は注意して使用する。また、けばけばしく点滅する照明、広告物は設置しない。

障害光の有無

- ・隣接した住宅の環境を損なわないように、ネオンサインの表示方向及び照明等は十分注意する。
- ・自動車運転者の視認性へ悪影響を及ぼさないように、照明の設置には十分配慮する。交通標識の認識に悪影響が及ばないようにする。

省エネルギー性

- ・効率のよい光源、安定器などを使用する。デザインを優先する余り、省エネルギー性への配慮を失わないようにする。

デザイン

- ・地上広告物は、建築物と調和したデザインとする。夜間においては、広告物が発する光が夜の風景の障害にならないように配慮する。
- ・単に照明を多用するだけの景観照明ではなく、夜の都市景観について配慮した計画を策定するようにする。

その他

- ・景観地区においては自動販売機は設置しない。ただし、景観上特別に配慮されているものについてはこの限りでない。この場合、夜間における照明の光についても、景観上の配慮が必要である。